

わが国のキャッシュ・フロー情報開示の改善

Improvement of Cash Flow Reporting in Japan

仁 川 栄 寿*

Eiju NIKAWA

1. はじめに

世界各国のキャッシュ・フロー計算書基準は、ほとんどアメリカの財務会計基準書第95号⁽¹⁾ (SFAS95) あるいは国際会計基準改訂第7号⁽²⁾ (改訂IAS7) に倣い、資金概念として現金及び現金同等物概念を採用し、また表示区分として営業活動、投資活動および財務活動の3区分を採用している⁽³⁾。わが国のキャッシュ・フロー計算書基準もその例外ではない⁽⁴⁾。このような状況は今後大きく変わる可能性がある。現在、アメリカの財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) は、財務諸表の表示プロジェクトのフェーズBにおいて、1) 資金概念を現金とすること、2) 表示区分を事業、廃止事業、財務、法人所得税および所有者持分の5区分とすることなどに暫定的に合意している⁽⁵⁾。このプロジェクトのフェーズBに関しては、現時点で討議資料も公表されていないが、このような動向から、わが国基準の再検討を迫られることは確実である。

わが国基準の再検討にあたっては、イギリスの財務報告基準改訂第1号⁽⁶⁾ (改訂FRS1) が大いに参考となる。イギリスでは、当初、SFAS95とほぼ同内容の公開草案が公表された。しかし、基準の設定・改訂を経て、改訂FRS1はSFAS95と大幅に異なる基準となった。また、改訂FRS1は、「現金」資金概念の採用、「税金」区分の設定など、FASBとIASBの暫定的合意事項を一部先取りしている。そこで、本稿では、はじめに、改訂FRS1に至るまでのイギリス基準の発展過程を概観する。次いで、キャッシュ・フロー計算書の目的、資金概念、表示区分および収支項目に関して、改訂FRS1との比較をとおして、わが国のキャッシュ・フロー計算書基準の問題点を明らかにする。最後に、わが国基準の問題点について筆者の改善案を提言してみる。

* 中部大学経営情報学部講師－会計学

Lecturer, College of Business Administration and Information Science, Chubu University – Accounting

2. イギリス基準の発展

イギリスでは、1991年に財務報告基準第1号⁽⁷⁾ (FRS1) によって、主要な財務諸表の1つとしてキャッシュ・フロー計算書が導入された。それ以前は、イギリスの企業は、1975年に公表された標準会計実務書第10号⁽⁸⁾ (SSAP10) に準拠して、財務諸表の一部として「資金の源泉と使途に関する計算書」(資金計算書)を開示していた。資金計算書は資金概念、表示区分ともに明確に定められていなかったため、資金計算書の開示実務は多様で、その比較可能性はかなり低かった⁽⁹⁾。その後、株価が高い企業の倒産の増加によって利益に対する不信感が増大したこと、また、1987年にアメリカでキャッシュ・フロー計算書が導入されたことなどにより、1989年に会計基準委員会(ASC)はSSAP10を見直すことを決定した⁽¹⁰⁾。

ASCは、1990年に公開草案第54号⁽¹¹⁾ (ED54) を公表し、資金計算書に代えてキャッシュ・フロー計算書を開示することを提案した。ED54は、資金概念として現金及び現金同等物概念を採用し、表示区分として営業活動、投資活動および財務活動の3区分を採用することを提案した (paras. 13, 29)。しかし、表示区分についてはED54に対する回答者の同意は得られなかった。たとえば、認許会計士勅許協会 (ACCA) は、ED54の営業活動によるキャッシュ・フローは、企業の主たる事業活動によるキャッシュ・フローと付随的活動によるキャッシュ・フローとを区別していないと指摘し、これらを営業活動区分において別個に表示することを提案した⁽¹²⁾。ここで、付随的活動によるキャッシュ・フローとは、税金、利息および慈善団体に対する寄付などによるキャッシュ・フローをいう。

ASCに代わる会計基準設定機関である会計基準審議会 (ASB) は、最優先課題としてキャッシュ・フロー計算書基準の設定作業を引き継ぎ、1991年にFRS1を公表した。FRS1は、ED54が提案したキャッシュ・フロー計算書の表示区分を大幅に変更し、営業活動、投資活動および財務活動の3区分に加え、投資報酬・資金調達費用と税金という区分を設けた (para. 12)。これらの表示区分は、ACCAの提案を一部受け入れたものである。ACCAは、主たる事業活動によるキャッシュ・フローと付随的活動によるキャッシュ・フローを営業活動区分内で分けることを提案していた。これに対して、FRS1は、主たる事業活動によるキャッシュ・フローを営業活動区分に、付随的活動によるキャッシュ・フローのうち利息収支および配当金収支を投資報酬・資金調達費用区分に、税金を税金区分に記載することとした (paras. 18-23)。このように、ACCAの提案とFRS1は、区分の方法は異なるが、主たる事業活動によるキャッシュ・フローと付随的活動によるキャッシュ・フローとを区別するという考え方は共通している。

その後、FRS1のキャッシュ・フロー計算書に関して数多くの問題が生じてきたた

め、ASBは1994年にFRS1の見直し作業に着手し、FRS1の改善について意見を求めた。ASBは、長期にわたる審議を経て、1995年に財務報告公開草案第10号⁹⁹ (FRED10)を公表した。FRED10は、資金概念を現金概念に変更するとともに、FRS1で現金同等物に含めていた項目を流動資源の管理区分に含めること、また投資活動区分を資金的支出・財務的投資、取得・処分および流動資源の管理の3区分に分割することなどを提案した。FRED10の提案は、ほぼそのまま改訂FRS1に継承された。

3. 目的と資金概念

(1) 目的

改訂FRS1は、キャッシュ・フロー計算書の目的として、つぎの2つをあげている (para. 1)。

- (a) いろいろな企業のキャッシュ・フロー業績の比較を容易にするように、キャッシュ・フローの重要な構成要素を強調して、1期間の企業の現金創出と現金使途を報告する
- (b) 企業の流動性、支払能力および財務適応性の評価に役立つ情報を提供する

上記の目的は、FRS1の目的と実質的に同じである。これに対して、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」¹⁰⁰ (意見書)は、キャッシュ・フロー計算書の目的について、つぎのように述べている (作成基準、第一)。

- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書は、企業集団の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものである

このように、意見書の目的には利用者の観点が欠落している。

(2) 資金概念

FRS1は、キャッシュ・フロー計算書の資金概念として現金及び現金同等物概念を採用していた。FRS1は、現金を手元現金と金融機関に保有する要求払預金と定義し (para. 2)、現金同等物をつぎの2つの要件を満たす短期で流動性の高い投資から、借入日から3か月以内に返済しなければならない銀行借入金差し引いたものと定義していた (para. 3)。

- ① 通知なしで一定額の現金に容易に転換できる
- ② 取得時において満期までの期間が3か月以内である

ASBは、②のように定めた理由について「3か月以内に支払期日をむかえる証券は、利率の変動によって生じる価値変動リスクが大きい」(FRS1, para. 54)と述べている。上記②については非現実的であるという批判があった (改訂FRS1, 付録Ⅲ, para. 7)。企業の財務管理者は、それぞれ独自の方法で現金管理を行っており、現金

と投資を区別していないか、あるいはFRS1とは異なる方法で区別している⁵⁹。そのため、財務管理者は、上記②の期間限定は、財務管理業務の実態をほとんど反映していないと考えていた。他方、FRS1のように現金同等物を狭く定義することは、キャッシュ・フロー計算書の目的、すなわち「企業の流動性、支払能力および財務的適応性の評価に役立つ情報を提供すること」と首尾一貫しないという批判があった。

ASBは、これらの批判に応え、現金同等物の定義について審議したが、合意には達しなかった。そのため、ASBは、改訂FRS1において資金概念を現金に限定した。改訂FRS1という現金は、手元現金および要求払預金から当座借越を差し引いたものである（para. 2）。FRS1は、改訂にあたり資金概念から現金同等物を除外し、現金同等物に含めていた当座借越を現金に含めることにした。FRS1で現金同等物に含めていた3か月満期の短期投資と短期借入金は、それぞれ流動資源の管理と財務の区分に含めることにした。ここで流動資源とは、容易に処分できる価値の貯蔵として保有される流動資産に対する投資をいう（改訂FRS1, para. 2）。このように、ASBは資金概念を現金だけに限定することによって、キャッシュ・フロー計算書の比較可能性を高めようと試みている⁶⁰。ただし、『流動資源の管理』がどのような情報として役立つかは明らかでない⁶¹。また、ASBは、流動性の変動に関する情報を広い範囲で示すため、期中の正味債務の変動分析をキャッシュ・フロー計算書に結合するか、注記に示すことを要求している（改訂FRS1, para. 33および付録I）。ここで、正味債務とは、借入れから現金および流動資源を差し引いたものをいう（改訂FRS1, para. 2）。表1に示すとおり、正味債務の変動分析では、左から1列目に正味債務を構成する項目が示され、2列目には期首における各項目の金額とその合計額が示される。3列目および4列目には、正味債務を構成する各項目の期中の変動額とその合計

表1 正味債務の変動分析

	1996年1月1日	キャッシュ・フロー	その他の変動	1996年12月31日
	千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
手元現金・当座預金	42	847		889
当座借越	(1,784)	1,784		
小計		2,631		
支払期日が1年以内の債務	(149)	149	(230)	(230)
支払期日が1年以降の債務	(1,262)		230	(1,032)
流動資産に対する投資	250	450		700
合計	(2,903)	3,230		327

（出所）ASB, *Financial Reporting Standard No.1 (revised 1996)*, "Cash Flow Statements," October 1996, Appendix I, EXAMPLE1, Note2を一部修正。

額が、キャッシュ・フローを伴う変動とその他の変動とに分けて示される。なお、3列目の「小計」は、キャッシュ・フロー計算書に示される「現金の増加」に相当する。最後の5列目には、期末における正味債務を構成する各項目の金額とその合計額が示される。

これに対して、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」⁹⁸（財務諸表規則）はキャッシュ・フロー計算書の資金概念として現金及び現金同等物概念を採っている（第8条第18項）。ここで、現金とは、手元現金と預金者が一定の期間を経ることなく引き出せる預金をいい、現金同等物とは、容易に換金可能で価値変動リスクが低い短期投資をいう。ただし、財務諸表規則は、短期投資の期間には言及していない。この点については、意見書が、現金同等物に何を含めるかは経営者の判断に委ねることが適当であるとしながらも、比較可能性を考慮して、現金同等物に含まれる一般的な例として「取得日から3カ月以内に満期日又は償還日が到来する短期的な投資」（作成基準の設定について、三、2(1)）をあげている。ところが、「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」⁹⁹（実務指針）では、「一律の基準を設けることは必ずしも適切ではない」（Ⅱ、28）としている。

FRS1の改訂経緯にみるように、現金同等物に含める短期投資の期間について合意を得ることは困難である。しかし、この期間について、財務諸表規則が示しておらず、また意見書と実務指針とで立場を異にしている現状では、現金同等物の構成要素に経営者の恣意的な判断が入る余地が多く残される。「キャッシュ・フロー計算書は、1期間の現金及び現金同等物の変動について報告する客観性の高い報告書である。そのためには、多くの人びとによってキャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ（現金及び現金同等物：筆者注）の意義が正しく理解されていなければならない」¹⁰⁰。したがって、財務諸表規則は、現金同等物に含める短期投資の期間を明記し、経営者の恣意的な判断が入る余地をなくさなければならない。

4. 表示区分と収支項目

改訂FRS1は、表2に示すように、FRS1の5区分を細分し、8区分とした。

表2 FRS1と改訂FRS1による収支項目の表示区分

収支項目等		基準名	FRS1	改訂FRS1
営業損益に係るキャッシュ・フロー			①営業活動	①営業活動
利息収支・配当金収入			②投資報酬・資金調達費用	②投資報酬・資金調達費用
配当金支出				⑥株式配当金支出
税金収支			③税金	③税金
投資(3か月超)に係るキャッシュ・フロー	固定資産支出等		④投資活動	④資本的支出・財務的投資
	子会社株式支出等			⑤取得・処分
	その他			⑦流動資源の管理
投資(3か月以内)に係るキャッシュ・フロー			現金・現金同等物	現金
当座借越				
手元現金・要求払預金				
資金調達(元本)に係るキャッシュ・フロー			⑤財務活動	⑧財務

(注) FRS1の①～⑤および改訂FRS1の①～⑧は、キャッシュ・フロー計算書における表示区分の掲載順を示す。

流動資源の管理と財務の2区分については、1区分に併合することが認められる(para. 7)。ただし、これらの区分を併合した場合、その区分において両者に関するキャッシュ・フローを別個に表示し、それぞれの小計を示さなければならない。他方、改訂FRS1は、企業の活動をより完全に示すために、表示区分を細分化することも認めている(para. 8)。

これに対して、財務諸表規則は、キャッシュ・フロー計算書の表示区分を営業活動、投資活動および財務活動の3区分に大別し、営業活動区分については「小計」を境に2つに細分している(様式第5号および第6号)。改訂FRS1と財務諸表規則の表示区分を比較すると表3のようになる。

表3 改訂FRS1と財務諸表規則による収支項目の表示区分

収支項目等		基準名	改訂FRS1	財務諸表規則
営業損益に係るキャッシュ・フロー			①営業活動	①営業活動「小計」前
利息収支・配当金収入			②投資報酬・資金調達費用	②営業活動「小計」後
税金収支			③税金	
投資(3か月超)に係るキャッシュ・フロー	固定資産支出等		④資本的支出・財務的投資	③投資活動
	子会社株式支出等		⑤取得・処分	
	その他		⑦流動資源の管理	
投資(3か月以内)に係るキャッシュ・フロー				現金・現金同等物
当座借越			現金	
手元現金・要求払預金				
配当金支出			⑥株式配当金支出	④財務活動
資金調達(元本)に係るキャッシュ・フロー			⑧財務	

(注) 改訂FRS1の①～⑧および財務諸表規則の①～④は、キャッシュ・フロー計算書における表示区分の掲載順を示す。

財務諸表規則の営業活動区分の「小計」前は改訂FRS1の営業活動区分に相当し、営業活動区分の「小計」後は改訂FRS1の投資報酬・資金調達費用および税金の区分にほぼ相当する。また、財務諸表規則の投資活動区分は改訂FRS1の資本的支出・財務的投資、取得・処分および流動資源の管理の区分に相当する。ただし、流動資源の管理区分に含まれる項目の一部は、財務諸表規則の現金同等物に相当する。また、財務諸表規則の財務活動区分は改訂FRS1の株式配当金支出および財務の区分に相当する。以下では、表3の1) 営業損益に係るキャッシュ・フロー、2) 利息収支および配当金収支、3) 税金収支、4) 投資に係るキャッシュ・フロー、および5) 資金調達に係るキャッシュ・フローについて詳論する。

(1) 営業損益に係るキャッシュ・フロー

改訂FRS1は、営業活動によるキャッシュ・フローをつぎのように定義している(para. 11)。

営業活動によるキャッシュ・フローは、一般に、営業活動または商業活動に係る取引およびその他の事象が現金に与える影響であり、これらの取引およびその他の事象は、通常、営業利益を計算する際に損益計算書に示される。

この定義はFRS1の定義と実質的に同じである。これに対して、財務諸表規則は、営業活動によるキャッシュ・フローを営業損益に係る取引および投資・財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローと定義している(第113条)。しかし、営業活動区分の「小計」の位置づけには言及していない。財務諸表規則は、キャッシュ・フロー

計算書の様式において、営業活動区分の「小計」前に1)「営業収入」、2)「原材料又は商品の仕入れによる支出」、3)「人件費の支出」および4)「その他の営業支出」を示し、「小計」後に1)「利息及び配当金の受取額」、2)「利息の支払額」、3)「損害賠償金の支払額」および4)「法人税等の支払額」を示している（様式第5号および第6号）。他方、実務指針は、営業活動区分の「小計」はおおむね営業損益に係るキャッシュ・フローに相当し、「小計」後には投資・財務活動以外の取引および法人税等に係るキャッシュ・フローが含まれるとしている（I, 12）。実務指針の立場によれば、営業活動区分の「小計」前は改訂FRS1の営業活動区分に相当する。しかし、財務諸表規則には収支項目が列挙されているだけで、営業活動区分の「小計」の意義が示されていないため、実務上、営業活動区分の「小計」の前と後に含める項目が企業によって異なるなど、営業活動区分の「小計」の位置づけは必ずしも明確でない。

営業活動によるキャッシュ・フローの表示に関しては、改訂FRS1は、FRS1をほぼそのまま引き継ぎ、以下のような条件のもとで直接法または間接法の選択適用を認めている（para. 7）。

- ・ 直接法を選択した場合

営業利益と正味営業キャッシュ・フローとの調整をキャッシュ・フロー計算書に結合するか注記に示す（paras. 12, 58）

- ・ 間接法を選択した場合

キャッシュ・フロー計算書本体には正味営業キャッシュ・フローの金額だけを示し、営業利益と正味営業キャッシュ・フローとの調整はキャッシュ・フロー計算書に結合するか注記に示す（para. 12）

このように、改訂FRS1は、直接法または間接法のどちらを選択するかにかかわらず、1) キャッシュ・フロー計算書本体にはキャッシュ・フローだけを示すこと、また2) 営業利益と正味営業キャッシュ・フローとの調整、すなわち間接法の情報をキャッシュ・フロー計算書に結合するか、注記に示すことを要求している。キャッシュ・フロー計算書に結合する方法は、FRS1では言及されていなかった。この方法は、調整とキャッシュ・フロー計算書が引き離されていると、調整の有用性が低下するという批判に応えて、改訂FRS1で導入された方法である（改訂FRS1, 付録Ⅲ, para. 19）。

財務諸表規則は、改訂FRS1と同様、営業活動によるキャッシュ・フローの表示について直接法または間接法の選択適用を認めている（第113条）。ただし、財務諸表規則は、改訂FRS1とは異なり、1) 直接法を採用した場合、間接法の情報は要求していないし、2) 間接法を採用した場合、税引前当期純利益から営業損益に係る正味キャッシュ・フローへの調整はキャッシュ・フロー計算書本体に表示することを要求している（第113条および様式第6号）。財務諸表規則による間接法の表示法は、つぎの2つの問題を生じさせる。第1に、間接法キャッシュ・フロー計算書の営業活動区

分の「小計」前には、他の区分と異なり、キャッシュ・フローとは異質な調整項目が表示される。第2に、税引前当期純利益から営業損益に係る正味キャッシュ・フローへの調整の内容と理由を正確に理解することは困難である。

(2) 利息収支および配当金収支

FRS1は、利息収支および配当金収支を投資報酬・資金調達費用区分で表示すると規定している (paras. 18–20)。ED54では、利息収支および配当金収入は営業活動区分に表示し、配当金支出は財務区分に表示することとされており、投資報酬・資金調達費用区分はなかった (paras. 60, 61, 71)。ED54は、利息支出は契約に基づくもので支払期日に支払わなければならないが、配当金支出は自由裁量支出でその支払いは法律上分配可能な金額、利用可能な現金および企業の配当政策によって異なると述べている (para. 15)。つまり、ED54は裁量の余地に応じて支出項目の表示区分を分けることを提案していた。しかし、前述したように、このED54の提案は、回答者の同意を得られなかった。そこで、FRS1は、以下のような論拠で投資報酬・資金調達費用区分を設け、この区分に利息収支および配当金収支を分類することにした (para. 73)。

- ① 営業活動による正味キャッシュ・フローの表示は、報告実体の資本構造によって影響を受けるべきでない
- ② 資金調達費用から生じる支出は、すべて同じ区分で示すべきである
- ③ キャッシュ・フロー計算書の形式は、損益計算書を含むその他の主要な財務諸表とできるだけ首尾一貫していなければならない

FRS1の投資報酬・資金調達費用区分は、改訂FRS1では投資報酬・資金調達費用と株式配当金支出の2区分に分割された。改訂FRS1は、投資報酬・資金調達費用区分に利息収支、配当金収入、非持分金融商品に対する配当金支出、および少数株主に対する配当金支出を含め、株式配当金支出区分に持分金融商品に対する配当金支出を含めることを要求している (paras. 13–15, 25)。ここで、持分金融商品とは、残余財産分配請求権を証拠づける契約をいう²⁰⁾。

改訂FRS1における株式配当金支出区分の新設は、取得・処分区分の新設とともに、経営者の裁量の余地に応じて支出項目の表示区分を分けたという点で、ED54の提案の意図を実現したものである。このことは、改訂FRS1のキャッシュ・フロー計算書の例示にもあらわれている (付録 I, 例示1および3)。表4に示すように、改訂FRS1の例示では、資本的支出・財務的投資および株式配当金支出の区分の後に「小計」が示されている。ここでは、資本的支出・財務的投資区分の後の「小計」に注目してみる。

表4 キャッシュ・フロー計算書

営業活動による正味現金収入	6, 889
投資報酬・資金調達費用	2, 999
税金	(2, 922)
資本的支出・財務的投資	(1, 525)
小計	5, 441
取得・処分	(1, 000)
株式配当金支出	(1, 417)
小計	3, 024
流動資源の管理	(450)
財務	57
現金の増加	2, 631

(出所) ASB, *Financial Reporting Standard No.1 (revised 1996)*, “Cash Flow Statements,” October 1996, Appendix I, EXAMPLE1を一部修正。

取得・処分および株式配当金支出の区分に含まれる支出は、営業活動、投資報酬・資金調達費用、税金および資本的支出・財務的投資の区分に含まれる支出と比べ、経営者の裁量の余地が大きい支出である。その意味で、資本的支出・財務的投資区分の後の「小計」はフリー・キャッシュ・フローの表示を意識したものであろう。フリー・キャッシュ・フローは一樣に理解されていないが、基本的には、営業活動によるキャッシュ・フローから、現在の事業を維持するために必要なキャッシュ・フローを差し引いたものをいう⁷⁹。ただし、つぎの2つの点に注意しなければならない(付録Ⅱ, para. 14)。第1に、資本的支出・財務的投資区分において、自由裁量に基づく資本的支出と、経常的な取替えによって発生する資本的支出とは区別されていない。第2に、取得・処分区分に含まれるキャッシュ・フローのすべてが、自由裁量支出であるとはいえない。

これに対して、財務諸表規則は、利息収支および配当金収支の表示法についてつぎの2つの方法を認めている(第117条)。

- ① 利息収支および配当金収入を営業活動区分に、配当金支出を財務活動区分に表示する方法
- ② 利息収入および配当金収入を投資活動区分に、利息支出および配当金支出を財務活動区分に表示する方法

財務諸表規則が、改訂FRS1と異なり、利息収支および配当金収入の表示区分に選択の余地を認めたことによって、第1に営業活動による正味キャッシュ・フローの比較可能性が低下する。第2に上記①の方法によると、営業活動による正味キャッシュ・フローは、企業の資本構造の差異の影響を受ける。第3に上記②の方法によると、営業活動による正味キャッシュ・フローと、経常利益あるいは当期純利益の計算に含まれる項目が異なり、利益の質すなわち利益の資金的裏づけの程度⁸⁰が確認できなくなる、という3つ

の問題が生じた。その他、財務諸表規則は、配当金支出と利息支出を同一区分に表示することを認めているように、フリー・キャッシュ・フローを考慮していない。

(3) 税金収支

改訂FRS1は、FRS1を引き継いで、収益および資本利得に係る税金収支を税金区分という独立した区分に表示することを定めている（paras. 16－18）。ED54では、この区分は設けられていなかった。ED54は、収益および資本利得に係る税金収支を、このような課税関係が生じた取引に従い営業活動、投資活動または財務活動の区分に表示することとしていた（para. 68）。しかし、ED54に対する回答者の多くは、これを支持しなかった。この意向に応じて、FRS1は、税金区分を設けて、そこに収益および資本利得に係る税金キャッシュ・フローを表示することを定めた（para. 21）。FRS1は、この区分を設けた理由について「多くの場合、税金の分類は恣意的に行わざるをえないため、それらを生じさせた活動に関連した構成要素に税金収支を分類することは、有用でないと考える」（para. 75）と述べている。

これに対して、財務諸表規則は、法人税等支出を営業活動区分の「小計」後に表示することとしている（様式第5号および第6号）。意見書によると、法人税等には住民税および利益に関連する金額を課税標準とする事業税が含まれる（作成基準、第二、二、2）。意見書は、法人税等の表示区分に関して「法人税等の表示区分としては、『営業活動によるキャッシュ・フロー』の区分に一括して記載する方法と三つの区分のそれぞれに分けて記載する方法とが考えられるが、それぞれの活動ごとに課税所得を分割することは一般的には困難であると考えられるため、『営業活動によるキャッシュ・フロー』の区分に一括して記載する方法によることとする」（作成基準の設定について、三、3(5)）と述べている。この文言から明らかなように、意見書は法人税等支出を営業活動区分に表示することに積極的な論拠を示していない。また、営業活動区分の「小計」後には、法人税等支出以外に、利息収支、配当金収入、損害賠償金支出、その他投資・財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローが含まれていて（財務諸表規則、様式第5号および第6号）、営業活動区分の「小計」後はいわば便利な「ゴミ箱」となっている。

(4) 投資に係るキャッシュ・フロー

FRS1は、投資活動によるキャッシュ・フローには、固定資産または流動資産に対する投資（現金同等物に含まれる資産以外）として保有する資産の取得または処分に係るキャッシュ・フローが含まれるとしていた（para. 24）。FRS1の投資活動区分は、改訂FRS1では資本的支出・財務的投資、取得・処分および流動資源の管理の3区分に分割された。これらの区分には以下のようなキャッシュ・フローが含まれる（paras. 19－24,

26－28)。

① 資本的支出・財務的投資

1) 土地、工場または設備の取得・売却、2) 貸付け・貸付金の返済、および3) 負債証券の取得・売却によるキャッシュ・フロー

② 取得・処分

1) 子会社に対する投資の取得・売却、2) 関連会社または合併企業に対する投資の取得・売却、3) 営業または事業（trade or business）の取得・売却によるキャッシュ・フロー

③ 流動資源の管理

1) 現金に該当しない短期預金の預入れ・引出し、および2) 流動資源として保有するその他の投資の取得および処分によるキャッシュ・フロー

上記①および②は、本節の「(2) 利息収支および配当金収支」で述べたように、フリー・キャッシュ・フローの表示を意識して設けられた区分と思われる。上記③は、前節の「(2) 資金概念」で述べたように、財務管理実務を反映するために設けられた区分で、これにはFRS1で現金同等物に含まれていた項目のうち当座借越以外の項目も含まれる。

これに対して、財務諸表規則および「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」²⁰（連結財務諸表規則）は、投資活動区分に1) 有価証券の取得・売却、2) 有形固定資産の取得・売却、3) 投資有価証券の取得・売却および4) 貸付け・貸付金の回収、および5) 連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得・売却によるキャッシュ・フローを含めることを要求している（財務諸表規則、第114条および連結財務諸表規則、第89条）。

表5 改訂FRS1と財務諸表規則等の投資項目の比較

基準 区分	改訂FRS1	財務諸表規則等	基準 区分
資本的支出 財務的投資	土地・工場・設備の取得・売却	有形固定資産の取得・売却	投資活動
	貸付け・貸付金の返済	貸付け・貸付金の回収	
	負債証券の取得・売却	投資有価証券の取得・売却	
取得・処分	関連会社・合併企業に対する投資の取得・売却		
	子会社に対する投資の取得・売却	連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得・売却	
	営業または事業の取得・売却		
流動資源の管理	短期預金の預入れ・引出し		
	その他の投資の取得・処分	有価証券の取得・売却	
		現金同等物	

財務諸表規則等と改訂FRS1の投資項目の実質的な相違は、表5の網掛けを付した項目である。財務諸表規則等は、貸借対照表日から起算して所有期間が1年以内の投資を「有価証券の取得・売却」に分類し、1年超の投資を「投資有価証券の取得・売却」に分類している。これに対して、改訂FRS1は投資をその目的に応じて分類している。財務諸表規則等の分類法には、つぎの2つの問題がある。第1に、前節の「(2) 資金概念」で指摘したように、現金同等物の構成要素に経営者の恣意的な判断が入る余地があるため、短期投資を「有価証券の取得・売却」または「現金同等物」のどちらに分類するかについて比較可能性が確保されない。第2に、「投資有価証券の取得・売却」に、支配統制目的で所有する持分証券への投資と、満期保有目的で所有する負債証券への投資とが含まれていて、投資の実態が明らかとならない。

(5) 資金調達に係るキャッシュ・フロー

FRS1は、財務によるキャッシュ・フローには、調達した資金の元本に関連する、外部の資金提供者からの収入や資金提供者への支出が含まれると規定していた（para. 27）。これに対して、ED54は、財務活動によるキャッシュ・フローには、通常、資金調達手段に関するキャッシュ・フローが含まれるとしていた（para. 69）。財務（活動）によるキャッシュ・フローの定義がFRS1とED54とで異なるのは、ED54では財務活動区分に含まれていた配当金支出が、FRS1では財務区分から除外され、投資報酬・資金調達費用区分に含められたからである。FRS1では、財務区分が資金の元本に係るキャッシュ・フローだけに限定された。

改訂FRS1は、FRS1を引き継ぎ、財務によるキャッシュ・フローには外部の資金提供者からの元本の受取りおよび外部の資金提供者への元本の返済が含まれるとしている（para.29）。改訂FRS1は、財務による収入として1）株式または持分金融商品の発行、2）債券発行および3）長期・短期借入れによる収入をあげ、財務による支出として1）借入金の返済（当座借越を除く）、2）ファイナンス・リース賃貸料支出の資本化部分、3）自己株式の再取得または償還および4）株式発行に関する費用または手数料に係る支出をあげている（paras. 30－31）。

これに対して、財務諸表規則は、財務活動区分に1）短期借入れ・短期借入金の返済、2）長期借入れ・長期借入金の返済、3）社債の発行・償還および4）株式の発行・自己株式の取得、および5）配当金の支払いによるキャッシュ・フローを含めることを要求している（第115条および第117条）。なお、配当金の支払額は、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額と少数株主への配当金の支払額とに分けて記載しなければならない（連結財務諸表規則、第88条）。また、前述したように、利息支出については営業活動区分に代えて財務活動区分に含めることもできる。以上のように、改訂FRS1が財務区分に含める項目を外部資金提供者からの元本の受取り、および外部資金提供者へ

の元本の返済に係るキャッシュ・フローに限定しているのに対して、財務諸表規則は財務活動区分に元本に係るキャッシュ・フローだけでなく、配当金支出および利息支出も含めている。改訂FRS1と財務諸表規則の分類法のどちらが優れているかは、財務諸表の利用者によって決定される。しかし、財務諸表規則が利息支出の表示区分に選択の余地を認めたことは、財務活動による正味キャッシュ・フローの比較可能性の低下を招くものであった。

5. 要約と結論

本稿では、改訂FRS1との比較をととして、わが国のキャッシュ・フロー計算書基準の問題点を探ってきた。以下では、これを要約するとともに、いくつかの改善策を提言してみる。

1. 意見書はキャッシュ・フロー計算書の利用目的を示していない。
2. 財務諸表規則は、現金同等物を容易に換金可能で価値変動リスクが低い短期投資と定義している。しかし、短期投資の期間を示していないため、現金同等物の構成要素に経営者の恣意的な判断が入ってしまう。このことは、現金同等物はもちろん有価証券に係る収支項目の比較可能性も損なうものである。これらの比較可能性を確保するためには、現金同等物に含まれる短期投資の期間を明示するか、改訂FRS1のように、資金概念から現金同等物を除外する必要がある。
3. 財務諸表規則および意見書は、営業活動区分の「小計」の意義を示していないため、実務上、営業活動区分の「小計」の前と後に含める項目に混乱がみられる。
4. 財務諸表規則による間接法キャッシュ・フロー計算書では、税引前当期純利益から営業損益に係る正味キャッシュ・フローへの調整は、営業活動区分の「小計」前に示される。このような表示は、キャッシュ・フロー計算書本体にキャッシュ・フローと関係ない調整項目が示されるだけでなく、調整の内容と理由を正確に理解することは困難であるため適切でない。これを改善するためには、改訂FRS1が示すように、キャッシュ・フロー計算書本体には正味営業キャッシュ・フローの金額だけを示すこと、また、調整は注記あるいは別表に記載したうえで調整項目を調整理由別に配列するなど、利用者の理解可能性を高めることが必要である。
5. 財務諸表規則は、1) 利息収支・配当金収入を営業活動区分に表示する方法と、2) 利息収入・配当金収入を投資活動区分に、利息支出を財務活動区分に表示する方法とを認めた。このことは、つぎの3つの問題を生じさせる。第1に、キャッシュ・フロー計算書の比較可能性が低下する。第2に、上記1)の方法による場合、正味営業キャッシュ・フローが企業の資本構造の影響を受ける。第3に、上記2)の方法による場合、正味営業キャッシュ・フローと利益に含まれる項目が大きく乖離し、利益の

質が確認できなくなる。これらの問題を解決するためには、改訂FRS1のように、利息収支・配当金収入を一括して独立の区分で表示しなければならない。

6. 財務諸表規則は、法人税等支出を利息収支・配当金収入、損害賠償金支出などとともに営業活動区分の「小計」後に含めていて、「小計」後はいわば便利な「ゴミ箱」となっている。法人税等支出は、金額のうえで重要であり、経常的項目であるから、改訂FRS1のように独立の区分で示したほうがよい。
7. 財務諸表規則は、それぞれに目的が異なる持分証券への投資と負債証券への投資を区別せず、同一の科目に含めている。投資の実態を明らかにするためには、投資はその目的に応じて分類したほうがよい。

注

- (1) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.95*, "Statement of Cash Flows," November 1987.
- (2) IASC, *International Accounting Standard 7 (revised 1992)*, "Cash Flow Statements," December 1992.
- (3) 詳細については、下記の文献を参照のこと。
鎌田信夫編著『現金収支情報の開示制度』税務経理協会、1997年。
- (4) 斎藤静樹「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』の経緯と概要」『企業会計』第50巻第7号、1998年7月、p.40。
- (5) 鈴木直行「財務諸表の表示プロジェクトフェーズBに関する本年6月までの主な暫定合意事項一」『季刊 会計基準』第18号、2007年9月、pp.148—150, 153。
- (6) ASB, *Financial Reporting Standard No.1 (revised 1996)*, "Cash Flow Statements," October 1996.
- (7) ASB, *Financial Reporting Standard 1*, "Cash Flow Statements," September 1991. (鎌田信夫・中島真澄訳「財務報告基準第1号『現金収支計算書』」『南山経営研究』第7巻第3号、1993年2月)
- (8) ASC, *Statement of Standard Accounting Practice No.10*, "Statements of Source and Application of Funds," July 1975.
- (9) 鎌田信夫編著、前掲書、p.79。
- (10) 同上書、pp.79—80。
- (11) ASC, *Exposure Draft No.54*, "Cash Flow Statements," July 1990.
- (12) ASC, *Comments on ED54*, pp.94, 99.
- (13) ASB, *Financial Reporting Exposure Draft No.10, Revision of FRS1*, "Cash Flow Statements," December 1995.
- (14) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」1998年3月。
- (15) J. Crichton, "A Second Look at Cash Flow Statements," *Accountancy*, January 1996, p.63.
- (16) 鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計の原理 [新版第2版]』税務経理協会、2006年、p.86。
- (17) 同上書、p.94。
- (18) 大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」1963年11月（最終改正

2007年10月)。

- (19) 日本公認会計士協会「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」1998年6月(最終改正 1999年7月)。
- (20) 鎌田信夫, 前掲書, p.79。
- (21) ASB, *Financial Reporting Standard No.25 (IAS32)*, “Financial instruments: disclosure and presentation,” December 2004, para. 11.
- (22) 小西範幸『キャッシュフロー会計の枠組みー包括的業績報告システムの構築ー』岡山大学経済学研究叢書第31冊, 2004年3月, pp.192-193。
- (23) 佐藤倫正「財務会計の三元的理解ー資金観の可能性」『企業会計』第52巻第12号, 2000年12月, p.6.
- (24) 大蔵省令第28号「連結財務諸表の用語, 様式及び作成方法に関する規則」1976年10月(最終改正 2007年8月)。